

7) グローバリゼーション部門

見矢野マリ（教授・国際法）

2022年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

本年度は、昨年度に引き続いて外部的競争資金(継続)を得て、①国際環境法における手続的義務の意義、②海洋生物資源の持続可能な利用に関する国際法の発展と日本の国内実施、及び、③日露越境環境協力と北東アジア地域の持続可能な発展にかかるテーマについて、学外研究者との共同研究も含め、精力的に研究を進めた。

まず、継続して獲得している外部的競争資金は下記の通りである(本人が研究代表者のもののみ)。1)「SDGs時代における漁業資源管理の統合的ガバナンスーサケを巡る法政策の国際比較」, 基盤研究(B), 令和2年度～5年度, 課題番号:20H01441;2)「グローバル時代における漁業法政策の日韓比較研究—国際規範の受容と伝統的秩序の変動」, 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B), 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度, 課題番号19KK0028;3)「日本とロシア間の環境協力の推進と国際法学の役割—法規範・政治・科学の関係を考える」, 挑戦的萌芽研究, 研究代表者:見矢野マリ, 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度(コロナ感染症問題のため延長), 課題番号18K18549。

ただし、コロナ禍のため and/or ロシアによるウクライナ軍事侵攻による国家間関係の悪化のため、当初計画していたフィールド調査、海外出張などを実施することが困難であったことから、とりわけ上記②及び③については、苦心しながら研究活動は継続しつつ(オンライン研究会、オンライン通じた国際会議への出席、専門家との意見交換など)も、当初の予定通りに成果を出すことができなかった。その一方で、上記①については、とりわけ近年国際法における発展の著しい環境影響評価(EIA)に関する規律に関して、掘り下げた文献調査によりかなりの成果を上げることができた。具体的には、以下の通りである。第一に、EIAに関する義務について、関連条約、その他の国際文書、国際判例、国内外の著書及び論文の収集、最新の国家実行と共に国内外の研究動向の把握、理論的な整理を継続し、深掘した。その成果は、『国際環境法講義(第2版)』や『水文・水資源ハンドブック(第2版)』で刊行された拙稿に現れており、また、環境法政策学会における研究報告にもつながった。第二に、環境分野・問題領域を横断して越境EIAに関する義務を定型的に制度化し、関連する国際法の発展を牽引している先進的な多数国間条約(国連欧州経済委員会(UNECE)越境EIAエスポー条約)について、最新動向も含め実証分析作業を継続した。その成果の一部は、*Yearbook of International Environmental Law*(第32巻)に収録されるペーパーのなかにも組み込まれる。第三に、海洋生物資源の持続可能な利用に関する国際法の発展と日本の国内実施をめぐる、とりわけさけ類をめぐる現行の国際法制度と日本の仕組みについて分析するため、共同研究プロジェクトのメンバーと共に国内外のフィールド調査及び国際学会への出席を通じた海外研究者との学術交流を、積極的に行った(道東の調査:9月及び10月、カナダ・バンクーバーにおける国際サケ年国際シンポジウムとブリティッシュ・コロンビア州のフィールド調査など)。加えて、日韓の漁業法政策の比較研究のため、韓国(釜山)の共同研究機関(KMI: Korean Maritime Institute)を訪問し、合同セミナーを実施するとともに韓国の関係機関のヒヤリング調査と現場のフィールド調査を実施した(1月)。そして、以上の成果を論文として刊行するための準備を進めた。

その他(教育活動ほか)

教育活動としては、下記の科目を担当した。学部「国際法Ⅱ」(講義)、「演習Ⅰ」(後期2単位)、「演習Ⅱ」(前期及び後期各3単位)、法科大学院「国際法A」(2単位)及び「国際法B」(2単位)、公共政策大学院・研究大学院合併「国際法環境法」(2単位)。

上記担当科目のうち、前期に担当した「演習Ⅱ」では、コロナ禍により停止していた早稲田大学の国際法ゼミとの合同ゼミを、3年ぶりに東京にて対面で開催することができた。学生は2つの班を編成し、時事問題に関して自由研究を行い、その成果を発表した。関東在住の卒業生も合同発表会を傍聴に訪れ、また、合同ゼミ翌日にはゼミ学生の企画として、北大東京オフィスにてゼミ現役学生とゼミOB・OGとの交流会を開催し、楽しいひとときとなった。

さらに、後期に担当した「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」(合同開講:国際司法裁判所による紛争処理手続に関する英語によるアクティブ・ラーニング科目)では、世界的に権威のある模擬裁判大会(ジェサップ国際法模擬裁判大会(Jessup Moot))への出場をめざし、学生が主体的に準備を進めた。その結果として、2月に開催された世界大会の国内予選は、書面(英語)の部で原告及び被告ともにダブル優勝、口頭弁論(英語)では1人の学生が個人で原告第3位という成果を上げることができた。これを受けて、優勝した書面については4月開催の世界大会本選(ニューヨーク開催)への出場権を得た。さらに以上に加えて、12月に、本学学務部の企画として市内高校生による北大ゼミ見学の一環として、札幌西高校の1~2年の生徒10名が引率教員とともに本ゼミを見学を訪れ、ゼミ学生が主体的に企画した英語によるオープンゼミに参加し、大変好評を博した(国際訴訟の基礎知識の習得、英語による口頭弁論の見学、高校生とゼミ学生との活発な意見交換や質疑応答。また終了時のアンケートでは、参加した全生徒が、将来この種のゼミがあれば参加したいと回答した。)。なお、以上の演習に関しては、国際取引法の演習と併せて「HUCI構想に基づく各部局等の取組への支援事業」(グローバル人材育成のためグローバル関係法(国際法・国際商取引法)模擬裁判教育プログラム(英語))として、全学より助成金を頂戴し、それにより大変効果的な活動を展開することができた。部局推薦を頂いた法学研究科長及び全学関係者に対して、記してお礼申し上げます。

なお、以上に加えて、兼務教員として、アイヌ・先住民研究センター及び北極域研究センターの研究・教育活動にも、一定程度参画した。